## 千葉市雨水貯留施設及び浸透施設設置基準

平成10年4月1日

改 正 平成13年4月1日

改 正 平成17年4月1日

千葉 市

## 千葉市雨水貯留施設及び浸透施設設置基準

(目的)

第1条 この基準は、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付要綱に定めるものの ほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 雨水貯留施設及び浸透施設の設置、構造及び施工に関しては、建築基準法、下水道法施行令、千葉市下水道条例、千葉市排水設備確認申請審査基準等の規程の 定めるもののほか、第5条設置条件によるものとする。

(補助事業に該当しないもの)

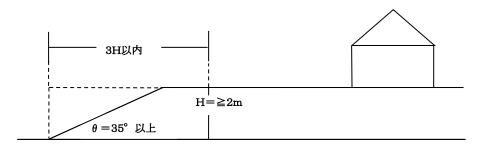
- 第3条 次の各号に掲げるものは補助事業の対象としない。
  - (1) 開発行為(都市計画法第4条第12項)の規定に該当するもの。
  - (2) 宅地開発指導要綱の規定に該当するもの。
  - (3) 建築物、隣地境界から50m以内の区域

(補助対象地区)

- 第4条 補助対象区域は、公共下水道計画区域の範囲内とする。
  - 2 その他、市長が適当と認めた地区。

(設置条件)

- 第5条 既存浄化槽転用雨水貯留槽の設置は次の各号によるものとする。
  - (1) 浄化槽内の不要部品を撤去すると共に必要に応じて補強すること。
  - (2) 雨水を排除するポンプを設置すること。
  - (3) 浄化槽設置後10年以上経過したものは、蓋を交換すること。
  - (4) オーバーフロー管が公共下水道、又は水路等に接続されていること。
    - 2 市販雨水貯留槽の設置はメーカーの指定する取り付け設置方法に基づき施工し 雨水貯留機能を確保する事。
    - 3 雨水浸透施設の設置は次の各号によるものとする。
  - (1) 設置禁止区域
    - ア 斜面付近は、傾斜度35°以上で傾斜地の高さが2m以上の土地は、のり尻から高さの3倍以内の区域



- イ 擁護されたのり面は、のり尻から高さの1.5倍以内の区域
- り 工場跡地や埋め立て地等で土壌汚染があり、地下水の汚染が予想される場所
- ェ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域
- オ 建築物、隣地境界から50m以内の区域
- (2) 設置不適地
  - ア 地下水位の高い低地
  - イ 透水性のあまり期待できない土質の区域
- (3) 設置工事
  - 7 雨水浸透桝は、口径叉は内法150mm以上のものを使用すること。
  - イ 浸透ますの蓋は、密閉蓋を使用すること。
  - り 合流区域においては、汚水が雨水浸透施設に流入しない構造とすること。
  - ェ 浸透施設の構造は標準構造図のとおりとする。

(工事の施工)

第6条 雨水貯留施設及び浸透施設の工事は、千葉市下水道条例第6条の規定により千 葉市指定排水設備工事業者が工事を行うものとする。

ただし、市販雨水貯留槽のみの工事については、この限りでない。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

(付則)

- この基準は、平成10年4月1日から施行する。 (付則)
- この基準は、平成13年4月1日から施行する。 (付則)
- この基準は、平成17年4月1日から施行する。